第九条の二第一項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改め、同条第二項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改める。

第九条の三第二号中「、法第五十三条第四項の申告書若しくは同条第五項の申告書（法人税法第百四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」を「若しくは法第五十三条第四項の申告書」に改める。

第九条の四第一項第一号中「第五十三条第二十七項若しくは第二十八項」を「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第九条の五第一項中「（法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第九条の六中「、又は法第五十三条第五項の規定による道府県民税の申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するとき」を削る。

第九条の七第一項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十九項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十九項」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「第九条の八第四項第二号」を「次条第四項第二号」に、「第九条の八第四項第三号」を「次条第四項第三号」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第九条の八第四項第四号」を「次条第四項第四号」に改め、「分割法人」の下に「（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。次条第四項第二号において同じ。）」を加え、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第三号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十六項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第十八項中「係る分割承継法人」の下に「（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。次条第五項において同じ。）」を加え、「法人税法第二条第十二号の五」を「同法第二条第十二号の五」に、「第九条の八第五項」を「次条第五項」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第十九項、第二十項及び第三十一項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、同条第三十二項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改める。

第九条の八第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第三項中「受益証券」を「受益権」に改め、同条第四項第四号を次のように改める。

四　適格現物分配　当該適格現物分配に係る現物分配法人

第九条の八第五項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第九条の八の二及び第九条の八の三第一項中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第三十六項」に改める。

第九条の八の六の見出しを「（法第五十三条第三十七項第三号に規定する政令で定める事実）」に改め、同条中「第五十三条第四十二項第三号」を「第五十三条第三十七項第三号」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　特別清算開始の決定があつたこと。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第三十九項」に改める。

第九条の九の見出しを「（法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）」に改め、同条第一項中「第五十三条第四十四項」を「第五十三条第三十九項」に、「同条第四十二項」を「同条第三十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十三項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十一項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十七項若しくは第二十八項」を「第五十三条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第九条の九の四第一項中「（法人税法第百四条第一項の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人が申告納付すべき法人税割額に係る利子割額控除等不足額（当該法人税割額の更正により増加した利子割額控除等不足額を含む。次条において「清算確定申告の控除等不足額」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第九条の九の五中「、又は清算確定申告の控除等不足額に係る申告書に係る道府県民税の中間納付額で未納のものに充当するとき」を削る。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十二項」に改める。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第三十五項（同条第三十七項」を「第五十三条第三十項（同条第三十二項」に、「同条第三十八項」を「同条第三十三項」に、「第五十三条第三十六項（同条第三十七項」を「第五十三条第三十一項（同条第三十二項」に改め、同項第二号中「第五十三条第三十五項又は第三十六項」を「第五十三条第三十項又は第三十一項」に改める。

第九条の九の八第一項各号及び第九条の九の九第一項各号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第九条の十五第一項の表八月の項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）」を削り、「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十三項」に改め、同表十二月の項及び三月の項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第二十七項若しくは第二十三項」に改める。

第十五条中「第七十二条の十三第二十六項」を「第七十二条の十三第二十四項」に改める。

第二十条の二の四第一項第二号中「（平成十三年法律第五十号）」を削る。

第二十条の二の十一中「第百十八条」を「第百十七条の二」に改める。

第二十条の二の十九の見出しを「（法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額）」に改め、同条中「第七十二条の二十一第三項第一号」を「第七十二条の二十一第五項第一号」に改め、同条第五号中「第七十二条の二十一第三項第二号」を「第七十二条の二十一第五項第二号」に改める。

第二十条の二の二十（見出しを含む。）中「第七十二条の二十一第三項第二号」を「第七十二条の二十一第五項第二号」に改める。

第二十条の二の二十三第一項中「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、同条第二項中「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項を次のように改める。

法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「に算入された」とあるのは「又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定に